川越市監査委員公表第４号

包括外部監査の監査結果に係る措置について

令和８年２月２日付け川越市監査委員公表第１３号により公表した監査結果について川越市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第２５２条の３８第６項の規定により、公表する。

令和８年８月２７日

川越市監査委員　岡　田　昭　文
同　石　川　隆　二
同　山　木　綾　子
同　中　原　秀　文

川行第１０５号
令和８年８月１９日

川越市代表監査委員　岡　田　昭　文　様
川越市監査委員　石　川　隆　二　様
川越市監査委員　山　木　綾　子　様
川越市監査委員　中　原　秀　文　様

川越市長　森　田　初　恵

「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について（通知）

このことについて、「包括外部監査の結果報告書」において指摘を受けた事項（結果）について、措置を講じましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

なお、教育委員会部局が対象となる事項の措置状況については、教育委員会より別に通知されるものですが、市全体の措置状況を明らかにする趣旨から本通知に含めております。

記

１　措置を講じたもの
令和７年度『包括外部監査の結果報告書』の結果（別紙のとおり）

２　その他資料
参考として、以下の資料を添付します。
・令和７年度の全体の取組状況
・令和２年度から令和６年度までの措置状況の概要
・令和６年度の「意見」の措置状況
・令和５年度の「意見」の措置状況

行政改革推進課　内線２１５３

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況（結果）

令和8年7月1日現在

結果	見出し（太字ゴシック部分）及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 1	**役員の就任時・重任時において、役員就任予定者から欠格事由の確認書を入手する必要がある** **（川越都市開発株式会社）** 川越都市開発㈱の役員は、設立されて以来、おおむね市関係者、会社設立時の発起人である法人等の役員、管理職から選出されている。市関係者は市長、副市長であり、他の役員は会社設立時の発起人である法人の役員、管理職を兼職していることから、会社法第331 条に規定する欠格事由には該当しないと判断し、欠格事由がない旨の確認書は入手していない。しかし、選任後に役員の欠格事由が判明した場合、選任の決議自体が無効となるため、組織運営の支障となる可能性がある。役員の就任時・重任時において、役員就任予定者に欠格事由の有無について確認書面を用いて確認する必要がある。	政策企画課	○			令和8年度は役員改選の年（5月下旬）であり、新任及び重任役員（任期途中の監査役を含む。）から、それぞれ欠格事由がない旨の届出書の提出を受けたことを確認しております。
結果 6	**消耗什器備品の管理台帳を更新し、現況を反映させた管理を行う必要がある** **（公益財団法人川越市施設管理公社）** 法人が購入した消耗什器備品について、会計規程に基づいて管理台帳を作成する必要があるが、法人は直近の状況に即した消耗什器備品の管理台帳の整備を実施していない。経理関連簿冊内に過去に作成したと思われる、その時々で異なった様式の台帳がファイリングされており、それらの台帳に記録されている消耗什器備品の購入年月の偏りから、明らかに台帳に反映されていない消耗什器備品が相当数存在することが見て取れる。不要な消耗什器備品を購入する可能性があること等からも、消耗什器備品の管理台帳を同一様式で作成・更新し、現況を反映させた管理を行う必要がある。	文化芸術振興課	○			消耗什器備品台帳については、現況を反映させた形での管理台帳に更新したとの報告を受けております。
結果 8	**社会福祉法人会計基準や経理規程の規定とは異なる算定方法で徴収不能引当金を計上しており、見積方法の見直しが必要である** **（社会福祉法人川越市社会福祉協議会）** 法人は小口資金貸付金に対し徴収不能引当金を計上しているが、その算定にあたって直近10年間又は5年間の未償還率を基礎としており、過去の徴収不能実績率に基づく方法とはなっていない。この算定方法では、償還が遅延している債権まで徴収不能見込み額に含まれるため、結果として引当額が過大に算定されることになる。さらに、経理規程では社会福祉法人会計基準の規定を踏まえて「過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額」に基づき算定することを明示しており、現行の算定方法は規程と整合していない。徴収不能引当金の見積方法を見直すことが必要である。	福祉推進課	○			徴収不能引当金の算定方法については、過去の徴収不能実績をより適切に反映した算定方法へ見直しを行うため、見直し案を作成し、顧問税理士への相談を経て、令和8年3月27日付決裁により新たな算定方法を決定しました。 なお、令和7年度決算における徴収不能引当金の計上については、当該見直し後の算定方法を適用しています。
結果10	**補助事業実績報告書の記載金額と財務諸表の金額とに不整合があった** **（公益社団法人川越市シルバー人材センター）** 法人が市に提出している「令和6年度 公益社団法人川越市シルバー人材センター補助金補助事業実績報告書」と財務諸表計上の金額に合計で約20万円の不整合が生じていた。具体的には人件費の項目で、給与手当や法定福利費、退職給付費用に差異が見られた。理由として、同実績報告書の作成後に財務諸表の計上金額との整合性について確認をしていないことが原因と解される。数値の整合性及び正確性の検証を実施することで記載ミスの防止に努めなければならない。	高齢者いきがい課	○			不整合の部分は改めて経費実績を集計し直し、令和7年10月10日付けにて実績報告書を再提出いたしました。令和8年度から補助金申請担当職員と経理担当職員とで経費実績の照合を行う運用としました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況（結果）

令和8年7月1日現在

結果	見出し（太字ゴシック部分）及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果11	**市は補助金交付要綱において規定された補助金交付申請書の提出期限日を定めていない** **（公益社団法人川越市シルバー人材センター）** 「公益社団法人川越市シルバー人材センター補助金交付要綱」では法人が市に対して提出する補助金交付申請書の提出期限日を市長が定めることになっているが、提出期限日の提示は法人に対してなされていない。慣行として法人は毎年5月頃に申請書を提出する運用をとっているものの、同要綱上は市側が定めることになっている。仮に法人からの提出が市から見て遅延等した場合であっても、その発端は提出期限日を定めなかった市側にあることになる。市はルールに従って補助金交付申請書の提出期限日を定め、法人に提示する必要がある。	高齢者いきがい課	○			令和8年度補助金について、公益社団法人川越市シルバー人材センター補助金交付要綱第4条に基づき、申請書の提出期限日を設け当団体宛に通知いたしました。
結果15	**役員・評議員就任時に確認する欠格事由の有無の確認書を適切に取得していない** **（公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター）** 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることと規定されているが、確認書が提出されていない等、複数の不備が確認された。公益認定が取り消されると、原則として認定取り消しの日から1か月以内に、公益目的で取得した財産の残額を、類似の事業を行う他の公益法人等に贈与する義務が生じることになるため、役員が欠格事由に該当するか否かは法人の存続に繋がりうる極めて重大な事項であり、新任・重任の際は確認書面の受領によって欠格事由の有無を確実に確認する必要がある。	雇用支援課	○			確認書が提出されていないケースについては、既に当団体において確認書を取得し、欠格事由に該当しないことを確認しております。 また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることと規定されている」ことについて、理事会・評議員会でその重要性について説明したこと、今後、重任の場合も確認書の受領をもって欠格事由に該当しないか確認していく旨の報告を当団体から受けました。
結果16	**住宅手当の支給が給与規程と異なっているため、整合させる必要がある** **（公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター）** （公財）川越市勤労者福祉サービスセンターの給与規程第9条によると、賃貸住宅のみならず持ち家の世帯主に対しても住居手当を支給する規定になっているが、実際は賃貸住宅に居住している場合にのみ支給しており、持ち家の世帯主に対しては支給していないとのことであった。 規程の文言を改定するなどして、支給実態と齟齬が生じないようにする必要がある。	雇用支援課	○			当団体の給与規程第9条を次のとおり改正し、賃貸住宅に居住している場合にのみ支給している実態と齟齬が生じないよう対応いたしました。 （住居手当） 第9条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給する。
結果18	**施設の利用対象者について、条例の規定と実際の運用との乖離を解消する必要がある** **（公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター）** 川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）・芳野台体育館の使用料が倍額となる区域外居住者について、条例では川越市他対象の市に在住でない者及び事務所等を有しない法人と定めているが、実際には、川越市他対象の市に在住していないが在勤している利用者については、倍額の使用料はとらず区域内居住者と同様の使用料としている。施設の利用対象者について、条例の規定と実際の運用との乖離を解消する必要がある。	雇用支援課	○			当団体に対し、条例の規定どおりの運用とするよう是正を求め、条例の規定と実際の運用の乖離は解消されました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況（結果）

令和8年7月1日現在

結果	見出し（太字ゴシック部分）及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果19	**役員の就任時には、欠格事由の有無について確認し、確認書を入手する必要がある** **（川越総合卸売市場株式会社）** 株式会社においては、役員の就任（重任を含む）に際し、会社法上の欠格事由の有無を確認しなかったとしても、直ちにその就任の効力が否定されるわけではないが、会社法第830条第2項によれば、株主総会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができるとされているため、仮に欠格事由に該当する者が役員に就任していた場合、会社にとって重大な法的リスクを招くおそれがある。そのため、役員就任時には就任承諾書と併せて、欠格事由に該当しない旨の確認書を確実に取得する必要がある。	農政課	○			令和8年6月開催の定時株主総会において就任した取締役より、欠格事由に該当しない旨の届出書を取得した旨、当団体より報告を受けております。
結果20	**役員退職慰労金規程に基づいて役員退職慰労引当金を計上する必要がある** **（川越総合卸売市場株式会社）** 川越総合卸売市場㈱においては、役員退職慰労金規程に基づき役員退職慰労引当金を設定すべきところ、現状では当該規程に基づく役員退職慰労引当金の計上がなされていない。会計上は合理的な見積もりに基づき引当金を計上することが求められており、引当金を計上しないと財務状況が適正に表示されないおそれがある。また、引当金を適切に計上しない場合、将来の退職慰労金支払いに備えた財務的な備えが不足し、財務状況の正確な把握や経営判断にも支障をきたす可能性がある。したがって、役員退職慰労引当金を適切に計上する必要がある。	農政課	○			令和8年度決算より役員退職慰労引当金を設定し、四半期ごとに計上することとし、令和8年6月より処理を開始した旨、当団体より報告を受けております。